

2022年7月14日

各位

会社名 UUUM株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 梅景 匡之
(コード番号 3990 東証グロース)
問合せ先 執行役員 渡辺 崇
(TEL 03-5414-7258)

定款の一部変更及び取締役の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更及び取締役の選任について、2022年8月25日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、2022年8月25日開催予定の第9回定時株主総会およびその後の取締役会の承認を経て、正式決定する予定であります。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

ア. 当社の経営体制に合わせて機動的な運営を可能にするため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定の一部を変更するものであります。

イ. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

(ア) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条第1項を新設するものであります。

(イ) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条第2項を新設するものであります。

(ウ) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(エ) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部に</u></p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序</u>に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p>	<p>ついて、<u>議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に欠員又は事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序</u>に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定の削除及び変更後定款第17条(電子提供措置等)の規定の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日、若しくは2022年9月1日から6ヶ月以内に開催する最後の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結</p>

現行定款	変更案
	<p><u>計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年8月25日

定款変更の効力発生日 2022年8月25日

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任（2022年8月25日付予定）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

なお、新役職は2022年8月25日開催予定の取締役会にて正式に決定される予定です

氏名	区分	新役職	現役職
鎌田 和樹	重任	当社代表取締役会長	同左
梅景 匡之	重任	当社代表取締役社長	同左
西田 真樹	新任	当社取締役	当社執行役員

3. 監査等委員である取締役の選任（2022年8月25日付予定）

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

氏名	区分	新役職	現役職
河島 勇太	重任	当社取締役（監査等委員）	同左
一木 裕佳	新任	当社取締役（監査等委員）	—

以上